

建設廃棄物 Q & A

- I 残材等の排出事業者責任 (1 ページ)
- II 残置物の排出事業者は？ (4 ページ)
- III 雑誌、弁当空容器などの持ち帰り (7 ページ)
- IV 廃棄物の自ら運搬 (9 ページ)
- V 埋設廃棄物の処理 (12 ページ)
- VI 杭頭処理コン(場所打ち杭)の自ら利用 (14 ページ)
- VII 別途工事の廃棄物処理 (17 ページ)
- VIII 石綿除去等工事の掲示看板について (20 ページ)
- IX 建設工事に伴う排水について (22 ページ)

平成28年4月

一般社団法人日本建設業連合会
環境委員会建築副産物部会

I 残材等の排出事業者責任について

●● 状 況 ●●

- 型枠の解体作業により、型枠残材が現場内で発生した。
- 元請会社担当者は、その残材を中間処理業者に産業廃棄物として委託処理を行う予定にしていた。

ところが、それを見た協力会社（型枠会社）に、

「残材の中には、まだウチ（協力会社）で使える材料があるヨ。」
「全部産廃で処理するなんて勿体ないから、良い材料は監督さんの見ている前でウチで選ぶから持って帰らせてヨ。」

と言われ、元請会社担当者は自分でも残材を確認したところ、確かに型枠材として再使用できる状態の良い物も中には見受けられた。



Q. 協力会社の型枠残材等の持ち帰りは問題無いでしょうか？

A. 問題となる場合があります。
型枠残材が不要材（廃棄物）であれば、協力会社が持ち帰ることは出来ません。持ち帰った場合は廃棄物処理法違反となります。

● ● 解 説 ● ●

建設廃棄物の排出事業者責任は、協力会社との契約が材工請負であったとしても元請会社に有ります。A(回答)に記載のとおり、不要材(廃棄物)を協力会社が持ち帰れば廃棄物処理法違反となります。

ただし、明らかに再利用できる残材を協力会社が加工場等で使うために持ち帰り、かつ実際に有効利用されていることが確認できれば問題は有りません(再利用できるかできないかの判定が難しく、何らかの基準を設ける等、慎重に判断した方が良いでしょう)。例えば「覚書」等で書面にて協力会社と約束を交わして管理する方法もあります^(*)。ポイントとしては、あくまでも適正処理の確保、また協力会社が信頼出来るかどうかです。

型枠残材に限らず建設現場から発生した材料を協力会社に持ち帰らせることは、元請会社にとって排出事業者責任を問われるリスクを抱えます。再利用されることが明確でない場合は、中間処理業者に産業廃棄物として委託処理するほうが良いでしょう。

なお、上記考え方が一般的かと思われそうですが、自治体によっては見解が異なる場合もありますので、所管の環境部局に確認することが望まれます。

【(参考1)持ち帰る場合の対応事例】

- ① 協力会社が持込んだ型枠材の残材を加工場等へ持ち帰る場合には、元請会社の社員が立会い、確実に再使用出来るもの「のみ」であることを厳しく確認します。その際、元請会社・協力会社としての判断以外に、サイズ・形状・付着物等、世間の目で見ても(常識的に考えて)不要材(=廃棄物)には明らかに見えないということも重要な点です。協力会社の持ち帰り先へ立入り、再使用の状況を実際に確認できればさらに理想的です。
- ② 協力会社が残材を持ち帰る場合は、使用者・使用目的・使用方法等を確認し管理出来るように、「再使用に関する覚書」等の書面を交わして、残材を間違いなく再使用することを約束しておくことが望ましいです。

(*) 「覚書」を交わした後に、仮に協力会社が「覚書」の内容を履行せず法違反をした場合でも、必ずしも元請会社が排出事業者責任を免れるものではありません。

【(参考2)】型枠等がリース材の場合

リース材は、リース会社の持ち物ですので、工事現場で使用している間は建設資材ですが、使用后リース会社に引き取られる場合は、建設資材廃棄物ではなく、リース会社の材料となります。リース材の取り扱いについては、リース会社と確認しておくことが望ましいです。



型枠残材の持ち帰りに関するトラブル事例



■ 元請会社に廃棄物処理法に基づく行政指導

ゼネコンの下請けとして請け負った現場から、型枠会社が自社の作業場において許可を受けずに炭化炉 20 基を設置し、廃型枠の受け入れを行い、約 12,000m³ 野積み放置していた。また、他の型枠会社から安い費用で請けマニフェストの代わりに、製炭証明書を発行していた。

- 県は元請会社、型枠会社に廃型枠を撤去するよう勧告。
- あわせて不適正処理の再発防止のため、産業廃棄物の管理体制の再検討を指導。

■ 収集運搬許可の未確認・委託契約書の不備

型枠会社から残材持ち帰りの要請があり、元請会社担当者が搬出前に型枠会社が廃棄物処理委託する収集運搬業者に確認したところ、排出事業所の地域は収集運搬業者の収集運搬許可地域外と判明、また収集運搬業者は処分業者を決めておらず委託契約書の「処分業者」欄なども空欄であった。元請会社が確認、対応を行ったことにより、法違反等の大きなトラブルには至らなかった。

■ 違法な野焼き(廃棄物処理法違反)

中小規模の建設会社においては、木くずを資材置き場等で違法に野焼きしている事案がまだ見られる。元請会社が廃棄物进行处理することにより、産廃処理費用を徴収(控除)されることを避けるために、型枠等を持ち帰る会社の中には産廃処理費軽減のため、不法投棄や野焼きをするケースも散見されている。



型枠残材の持ち帰りに関する元請会社の対応例



会社名	持ち帰りについて ○:条件付き許可 ×:原則禁止	覚書などの使用 ○:使用 ×:未使用	備考(社内ルール等)
A 社	×	×	社内ルールでは、原則「持ち帰り禁止」。 作業所からの問い合わせには、個別に対応・指導。
B 社	×	×	社内ルールでは、原則「持ち帰り禁止」。 持ち帰る場合は廃棄物担当と相談することを指導。
C 社	○	○	持ち帰る場合は、有効利用の現地確認を指導。 適正に再利用する旨の覚書等の書面作成で運用。(厳選した型枠協力会社に持ち帰りを許可)
D 社	○	×	持ち帰る場合は、型枠材の性状を確認。 型枠会社からは、数量等を報告させる。
E 社	○	○	実際の有効利用が確認出来れば、持ち帰りを許可。覚書を交わしての運用を紹介。
F 社	×	×	型枠会社との契約は、廃材処理費を除いて契約。 全て元請会社で処理。

Ⅱ 残置物の排出事業者責任について

状 況

- C建設の現場担当者S君が、営業のR先輩から相談を受けた。R先輩はNG商会ビルの解体工事受注を目指しているが、
その際、発注者のNG氏から、

「ビルを解体した後は駐車場にするので、地下部分は撤去しなくてもいいよナ。」
「地上階の解体、その後の駐車場のアスコン舗装、あっそれから、ビルの中に机・椅子などが残ってるから、その処分も含めて見積を出してヨ。」

と依頼されたと言うのだ。さーて・・・



Q. C建設は、このまま発注者NG氏の依頼どおりに見積を提出し、仕事を進めても問題無いのでしょうか？

A. 大いに問題があります。

不要な地下部分を残置すると、不法投棄となる恐れがあります。
又、家具や備品類は、発注者が排出事業者として事前に処分しておくべきものです。

解 説

(1. 地下部分の残置について)

まず、不要となった地下構造物は廃棄物です。(S57.6.14 環産 21 号「廃掃法の疑義について」の問 11「地下工作物を埋殺そうとする時点から、当該工作物は廃棄物となり法の適用を受ける。」) 地下部分を残した段階では、まだ埋殺してはいないので、後日利用(又は解体)すると云う可能性も考えられます。しかし今回は、その上に駐車場を建設する予定ですので、その段階で不法投棄とみなされ、行為者が廃掃法違反となる可能性が有ります。

但し、残置物に有用性が有る場合や、技術的に撤去不可能な場合には、この限りではありません。なお、有用性を主張する場合には、その前提として、残置物の仕様(性能)と用途・目的との整合が求められます。どちらかの理由により残置することになった場合には、発注者からの指示を文書で受け、竣工図書等に残置構造物を明記して発注者に提出しておくとい良いでしょう。

ここで、「有用性が有る」や「技術的に撤去不可能」に明確な定義等はなく、それらは自治体の判断によりますので、所管の環境部局に確認することをお勧めします。自治体によっては、残置を認めたとしても、「周辺環境への影響が無いか?」、「将来の諸事業計画等の支障にならないか?」等、細かな付帯条件を要求する場合があります。又、残置の理由として、「撤去に膨大な費用や工期が掛かる。」等は、当然ですが全く認められません。手続きを誤ると将来のリスク要因となり兼ねないのです。

今回は本設構造物の例でしたが、仮設(山留壁やタワークレーンの基礎等)についても考え方は全く同じですので、安易に残置することの無いよう注意して下さい。

(2. 家具や備品類の処分について)

これらは建設廃棄物ではないため、排出事業者はC建設ではありません。(S57.6.14 環産 21 号「廃掃法の疑義について」の問 15「建設工事に伴って生ずる廃棄物には、建設工事を行う以前から発生していた産業廃棄物は含まれない。」) 従って、C建設では、これらの家具や備品類を、解体工事から発生した建設廃棄物として処理することが出来ません。

「建設リサイクル法質疑応答集案(H17.10.1 国土交通省)」の Q32 にも、「家具や家電製品などの残存物品は、発注者がその排出者として事前に処分しておくべき。このため事前調査で残存物品の有無を調査することとなり、残存物品が残されている場合は、発注者に対し事前撤去を依頼しなければならない。」と有ります。

また、「建築物の解体時における残置物の取扱いについて(H26.2.3 環産廃発第 1402031)」によれば、当該建築物の所有者等が残置した廃棄物の処理責任は当該建築物の所有者等にある」と有ります。

発注者NG氏が家具や備品類の処分について不慣れな場合は、信頼出来る処理業者やリユース・リサイクル業者などを紹介することも考えられます。

今回の例では、営業のR先輩から以上の点を発注者NG氏に十分説明し、理解していただくことが大切です。

●● 残置物の処理に関するトラブル事例 ●●

■ 仮設建造物の残置

A建設が或る工場の新築工事で掘削を開始すると、大きなコンクリートの単独基礎が出て来た。発注者が調査した所、以前同じ敷地内の隣接地に別棟を施工したB建設が工事用のタワークレーンを設置し、竣工後も基礎を残置していたことが判明した。交渉の結果、B建設でその基礎を撤去することになった。

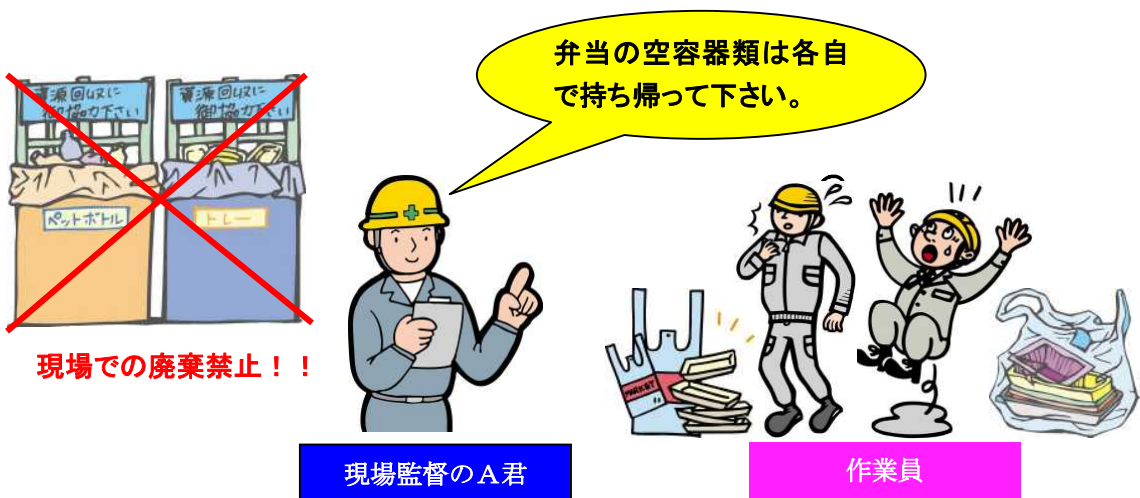
■ 家具・備品類の残置

或る発注者が新ビルを建てようと、中古ビルを土地ごと購入した。解体業者が事前調査した所、ビル内は、以前の居住者が残した事務機器・在庫商品や家電・寝具で埋まっていた。発注者は「一体どこまでが、私の責任なのか？ビルを売った人は関係無いか？」と言い出し、解体作業にストップがかかった。売り主を含めた話し合いがあったが、残置物の処理責任が中々相互に理解されず、工程に大幅な遅れが出た。

Ⅲ 雑誌・弁当空容器などの持ち帰りについて

状 況

都市部の現場に勤務する現場監督のA君。協力会社の作業員は毎日現場近くのコンビニエンスストアにて朝食、昼食を購入し、駐車場の車の中や現場内の詰所にて食事をしている。少しでも廃棄物を削減したいA君は、作業員へ弁当の空容器など食事のゴミの持ち帰りを徹底し、現場では一切捨てさせないという。さて・・・



Q. 協力会社の作業員が現場内に持ち込んだ雑誌・弁当の空容器などは、持ち帰らせてよいのでしょうか？

A. 作業員が持ち込んだ雑誌・弁当の空容器などは個人の所有物ですので、原則的に持ち帰ることに問題はありません。但し、一般廃棄物とは言え、弁当の空容器等を作業員が帰宅途中に道ばたに捨ててしまうなどの行為は不適切で違法な処理【(禁止条文) 第16条 何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。】であり、企業のイメージダウンにつながりかねませんので、各自が持ち帰る際には、元請会社として適切に指導することが望ましいでしょう。また、近隣とのトラブルといったリスク管理やCSRの観点からすれば、元請会社が責任を持ってまとめて処理することが望ましいと思われます。

解 説

作業員が現場で食事した弁当の空容器や持ち込んだ雑誌類は、産業廃棄物ではなく一般廃棄物として扱われます。「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下、廃棄物処理法とする。)には、一般廃棄物についての処理責任は現場の元請会社ではなく、自治体(市町村)にあるとしています。しかし、自治体によっては事業系一般廃棄物の排出事業者責任が元請会社にあるとするところもありますので、適正に処理されるよう現場内に一般廃棄物用のゴミ箱を設置するなど管理を徹底しなければなりません。作業員の弁当に関しては、仕出し弁当を注文するなどして、容器や弁当くずの処理が適正に行われるよう配慮した方が良いでしょう。なお、作業所にて弁当を購入した際の空容器などは、事業系一般廃棄物として排出しなければなりませんので、適正処理できる業者と契約するなど対策を施す必要があります。

なお、例えば、大阪府の「産業廃棄物と一般廃棄物(FAQ)」では、事務所で発生する弁当がらやカップ麺の容器は、「事業活動に伴って生じた廃プラスチック類」であるため産業廃棄物に該当する」となっています。自治体によっては産業廃棄物として扱う例もありますので、確認が必要です。

●● 弁当の空容器などの処理に関するトラブル事例 ●●

■コンビニエンスストアへの弁当空容器の大量廃棄

現場へ出入りする作業員が、現場周辺以外で弁当などを購入し、その空容器を大量に現場近くのコンビニのゴミ箱に廃棄してゴミ箱が溢れ返ってしまい、トラブルとなった。このような事例が発生すると企業としてのイメージダウンに繋がる恐れだけでなく、竣工後にその建物を使用する方々と近隣との関係にも影響を与えるため、このようなトラブルは未然に防ぐよう対策を施すのが良いでしょう。

■弁当空容器と一緒に施工図が廃棄され、施主へ迷惑をかけた事例

現場へ出入りする作業員が、施工図を弁当の空容器と一緒に現場近くのコンビニのゴミ箱に捨ててしまい、後日、コンビニより施主へ通報があり発覚した。上記の例と同様に企業イメージのダウンや、竣工後の近隣関係への影響も考えると、未然に防ぎたい事例と言えるでしょう。

以上

IV 廃棄物の自ら運搬

状 況

B君は建設会社で維持保全業務を担当し、毎日複数の改修工事現場で作業に立ち会っている。「廃棄物は元請会社である当社が排出事業者として責任ある処分をしなくては」と常々意識して現場指導を心掛けていた。ある日、協力会社の現場責任者から「木製ドアと鉄ドア、枠材とはつりガラが入った混合廃棄物のガラ袋が廃棄物として3m³ほど出た。元請さんの新築現場が委託している廃棄物収集運搬会社に頼もうかとも思ったが、ついでに回収に寄ってもらえる適当な現場が無いので、ウチ（協力会社）のバン（車）でウチ（協力会社）の廃棄物置場に持ち帰りたい。」と言われた。協力会社の現場責任者はそのまま廃材をバンに積み、「自ら運搬」と称して協力会社の廃棄物置場に運搬した。

B君は「新築の現場での廃棄物処理とずいぶん異なっていたけど、これで良かったか？」と心配になった。



Q. 排出事業者（元請会社）が産廃処理業者に処理委託せず、協力会社に作業所の産業廃棄物を運んでもらうことは問題無いですか？

A. 問題があります。

「自ら運搬」とは、排出事業者（元請会社）が委託をせずに、「自ら」がその産業廃棄物を収集・運搬することです。

「自分が出したゴミだから」という認識で、「作業所にある産業廃棄物は協力会社が収集・運搬するもの」と考えるのは間違いです。作業所の産業廃棄物は元請会社が排出事業者として処理します。

解 説

排出事業者が「自ら運搬」する際には下記を守らなくてはなりません。

また、運搬中の飛散防止、騒音、振動など環境に配慮しなければなりません。

(みほん)

「自ら運搬」時の義務標示

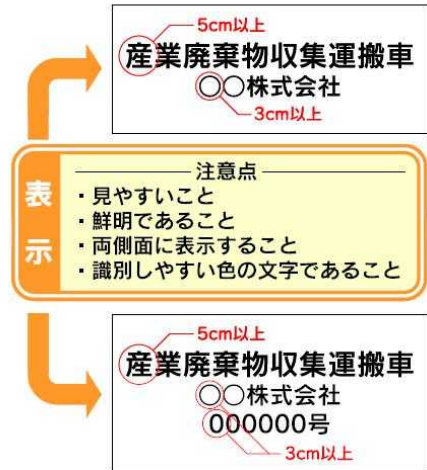
- ①産業廃棄物を運搬している旨の標示
- ②排出事業者名

「自ら運搬」時運搬中の車両に備え付ける書面の内容

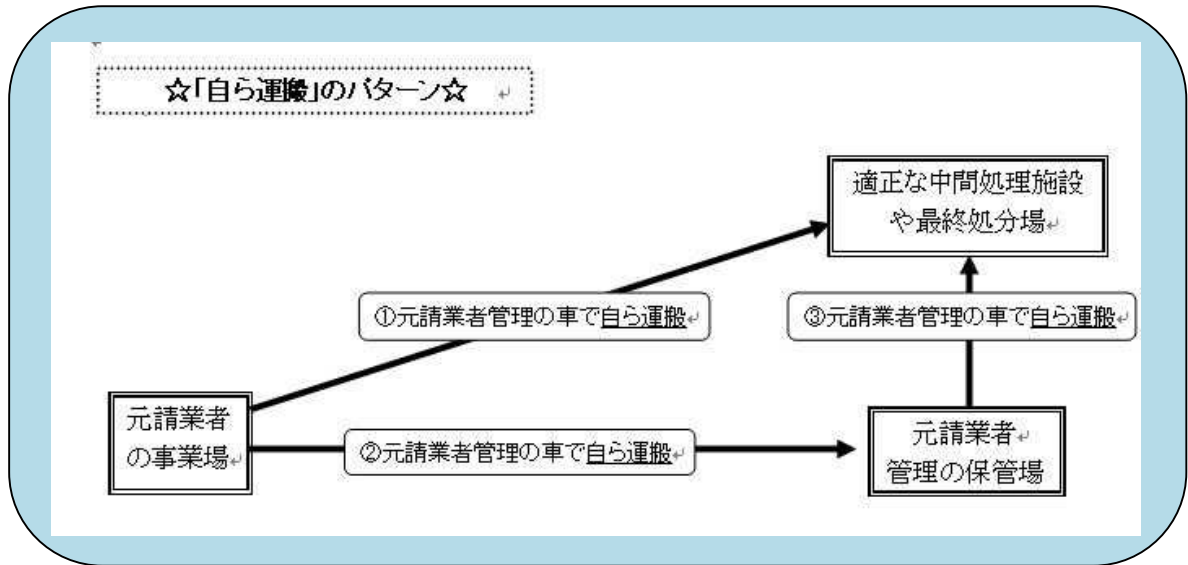
運搬車を用いて産業廃棄物の収集又は運搬を行う際には、

当該運搬車に以下の書面を備え付けておくこと。

- ・氏名又は名称及び住所
- ・運搬する産業廃棄物の種類及び数量
- ・積載日
- ・積載した事業場の名称、所在地、連絡先
- ・運搬先の事業場の名称、所在地、連絡先



下の<☆「自ら運搬」のパターン☆>のみが「自ら運搬」に該当します。

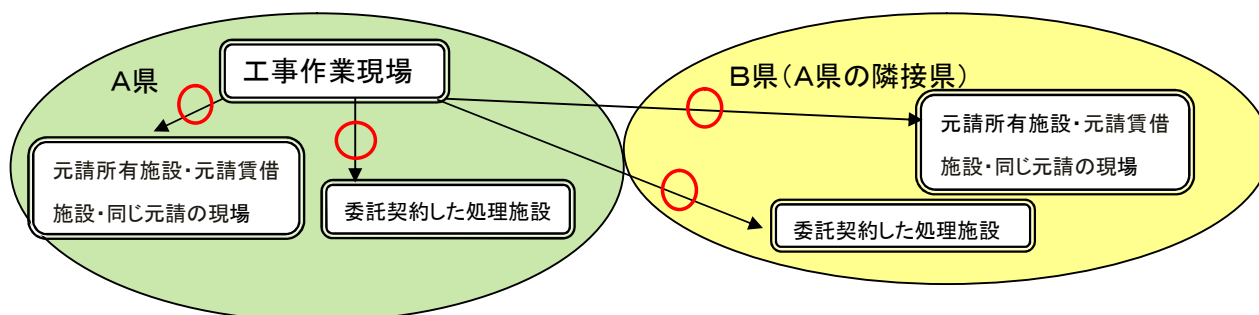


注意！！

平成23年4月1日から施行された「廃掃法 第21条の3の第3項」による場合

「法の例外」に基づいた、＜協力会社による「自ら運搬」＞のパターンについて

環境省令第十八条の二の条件を満たした廃棄物(注1)の運搬を行う場合、下請業者を元請業者とみなした「自ら運搬」として、工事現場と同一又は隣接する都道府県内の「元請が所有する又は使用権原を有する施設」(注2)や「元請業者が委託契約した産業廃棄物処理業者の事業に供する施設」までの運搬ができます。



その際には、「**環境省令で定める廃棄物であることを証する書面**」及び「**当該運搬が建設工事に係る書面による請負契約で定めるところにより自ら運搬を行うものであることを証する書面**」を携行しなければなりません。

a. 「環境省令で定める廃棄物であることを証する書面」

- ・平成23年2月4日環廃対発第110204005号、環廃産発第110204002号の別記様式。
- ・元請業者及び下請負人の双方の押印又は署名が必要。

b. 「当該運搬が建設工事に係る書面による請負契約で定めるところにより自ら運搬を行うものであることを証する書面」

- ・請負契約が基本契約による場合は、「請負契約の基本契約書の写し」もしくは基本契約に基づく請負契約であることが確認できる「当該注文請書等」。

※「b.」については、各社で判断が異なると思われます。自社の運用ルールを確認することが必要となります。

(注1)

環境省令第十八条の二の条件を満たした廃棄物

- ・請負代金相当額500万円以下の維持修繕工事、又は、瑕疵補修工事
- ・特別管理廃棄物以外の廃棄物
- ・1回あたり 1m³ 以下
- ・積替え保管を要しない廃棄物

(注2)

「元請が所有する又は使用権原を有する施設」(運搬途中の保管は不可)

- ・元請業者が所有する施設、運営する作業所等
- ・元請業者が賃借している施設

V 埋設廃棄物の処理

状 況

元請会社の3年目社員C君は都内の作業所（敷地面積2,525㎡）に配属され、基礎工事の管理を担当している。事前に行ったボーリング調査にて問題となるものが発見されなかったため、余裕有る工程が組めると当初は楽観視していたのだが、近隣の方から、昔は資材置き場として使われていたことを聞き少々不安を感じていた。

実際に掘削を開始したところと、がれき類（レンガ、ブロック塀）、木くず（杭・梁）が土中に混じっているのが発見された。

目視した限りでは燃えがら・油等、土壤汚染が疑われるような物は認められなかったが、昨今話題のコンプライアンスという言葉を使い出し、発注者の了承を得て、土壤について分析調査を行った。

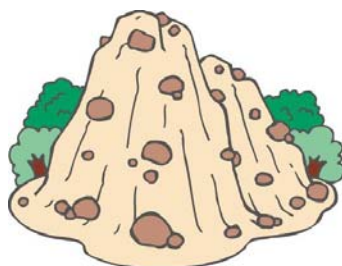
分析の結果、土壤の性状に問題がないことが確認できたため、場内でふるい分けを行い、土と廃棄物を分別し、廃棄物は産廃処理業者に処理を委託し、土については再生土として有効利用した。分別作業や土壤分析に時間を要したが、その後の基礎工事は順調に進めることができた。

Q. 今回のC君の対応に問題はなかったでしょうか？



入社3年目のC君

土壤の性状に問題が無かったのは良かったけど…。



がれき類混じり土



A. 問題はありません。

予期せぬ廃棄物の埋設は、工程に大きく影響するため、おそれがある場合には、早めに対処しましょう。

また、分別した廃棄物の状態（大きさ、土の付着量）によっては、産廃処理業者に、「発生土は取り扱えない」と、引き取りを断られたり、土についても廃棄物の混入度合いによっては、発生土として取り扱えなかったりする場合があります。

排出に際しては事前に産廃処理業者などと十分に打ち合わせを行い、適切な状態に分別を行う必要があります。

解 説

今回は土壤に汚染がなかったことから、分別した廃棄物は通常の廃棄物と同様の処理をすることができましたが、土壤汚染がある土地から出た廃棄物については、行政の指導により最終処分場で埋め立て処分することを求められる場合もあります。最終処分場での処分は処理費が高額となるため、発注者の判断も迅速に行われない場合があります。事前にリスクを把握し、工程に遅れの出ないように対処しましょう。

また、掘り出された廃棄物の性状の判断など、行政により見解が分かれるところでもあるため、判断に迷う場合は、所轄の行政への事前確認が必要でしょう。今回のケースのように工事前から埋まっていた廃棄物は本来、発注者が事前に処理するものであり、元請業者が扱うことのできないものです。元請業者が処理を行う場合には、発注者等に現状を伝え、行政に確認した上で適正に処理を進める必要があります。

いずれにしても、各行政で方針が異なる場合があるため、事前に担当窓口と打ち合わせの上、方針を決定することが重要と思われます。

参 考

また、今回のケースでは、敷地面積が3,000㎡未満でしたが、土壤汚染対策法の改正により、3,000㎡以上の土地形質変更を行う際には、土壤汚染対策法に基づき、「都道府県知事はその土地に汚染のおそれがあると見なすとき」には土壤汚染の調査が求められる場合がありますので留意する必要があります。

このようなケースにおいては、埋設廃棄物の処理費用の負担について、関係者間に問題が生じる可能性がありますので、埋設廃棄物を発見した時点の写真を残すなど資料を整え、発注者、監理者等の関係者の合意を得てから処理を進めることが望ましいでしょう。

VI 杭頭処理コン（場所打ち杭）の自ら利用について

状 況

杭工事（場所打ち杭）に伴い、杭頭処理からコンクリート塊が発生した。現場監督の A 君は発生したコンクリート塊を基礎の地業工事に自ら利用することにより、廃棄物の削減と資源の有効利用を考えています。



Q. 杭頭処理に伴い発生したコンクリート塊を基礎の地業工事に自ら利用することは可能でしょうか？

A. 条件が整えば利用することは可能です。

まず、事前に具体的な利用計画書を作成し、発注者及び監理者の了解を得ることが大切です。また、工事完了後にその実績を利用実績書として作成し報告することを勧めます。さらに、不法投棄ではなく資源の有効利用だという証明するためにも記録を保管しておくといいいでしょう。

解 説

近年増大する建設廃棄物の処理は、環境問題として重要性を増しており、再生利用する方向へ社会的機運が高まっています。廃棄物処理法では、排出事業者及び発注者は、廃棄物の発生抑制、再利用等による減量化に努めなければならないとされています。また、建設リサイクル法では特定建設資材（コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト・コンクリート）において、再資源化を促進、再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量を通じ資源の有効な利用の確保を目的としています。

廃棄物の利用には自ら利用があります。

「自ら利用」とは、他人に有償売却出来る性状のものを排出事業者（占有者）自ら使用することであり、利用用途にてらして有価物に相当する品質を有するものをいいます。また、有用物であることの客観的な証明は難しいので、その利用が不適正な処分とみなされないよう事前に所轄の行政に確認することも必要です。

環廃産発第 1303299 号(平成 25 年 3 月 29 日)「行政処分の指針について(通知)」の「4. (2) 廃棄物該当性の判断について」に「再生前においてそれ自体は自ら利用又は有償譲渡が予定されない物であるから、当該物の再生は廃棄物の処理であり、法の適用があること。」とあることから、発生したコンクリート塊をそのままの状態で使用することは、たとえ現場内であっても「不法投棄」とみなされます。自ら利用する際には同通知同項にある「物の性状」「排出の状況」「占有者の意思」なども総合的に判断する必要があります。例えば物の性状という観点からすれば、100mm から 150mm 程度に小割りにすることが必要でしょう。

今回のテーマでは、以上の点も含め、あくまでも資源の有効利用であり、不法投棄でないことを明確にするためにも、具体的な利用計画書を作成し発注者や関係者等に事前に十分に説明し、理解していただくことが大切です。

また、自治体によっては指導指針がある場合もありますので、所轄の行政の事前確認も必要でしょう。

◆品質について◆

コンクリート塊の利用は、用途によって求められる再生材の品質は異なります。
(次頁表参照)

今回の状況では、フーチングや地中梁は杭で支えられていることもあり、それらの構造体の底部に地業工事として粒度調整された当該コンクリート塊を再利用することは、可能と考えられます。

＜コンクリート再生材の構造体以外への用途＞

種 類	用 途
① 再生コンクリート砂 (RC5～10)	山砂代用 埋戻し 場内整地 目潰し用砂
② 再生クラッシャーラン (RC40～0) (RC30～0)	基礎下敷砂利・埋戻し・道路路盤 仮設道路・擁壁の敷砂利 軟弱地盤改良材・地下ピットへの埋め立て 敷地全体の嵩上げ
③ 再生クラッシャーラン (150mm～0)	構造物の根切り床付け後の栗石
④ 再生粒度調整碎石	再生コンクリート用骨材(本設構造物の捨てコンクリート・基礎、 仮設構造物、棧橋スロープ、歩道防護等)・道路路盤・ロックフ ィルダム用骨材・鉄道枕木下骨材・コンクリート製品用骨材(テラポット、道路用コンクリート製品、平板、擁壁ブロック等) ・土木工事で使用する代碎石

資料:建設環境実務研究会「建設リサイクル廃棄物処理のチェックポイント」による。

コンクリート塊の再利用方法

利用形態	形状	用途	製造方法並びに利用方法
コンクリート 部材利用	塊状	漁礁・ 敷石等	(製造方法) 原コンクリートを部材切断する。 (利用方法) 部材の特徴を生かすことにより、再利用するものであり、桁、柱部は端部を切断し、そのまま漁礁として再利用、薄い部材では切断加工のうえ、敷石等への利用が考えられる。
コンクリート 小割利用	塊状	割栗石、 床固め材	(製造方法) 原コンクリートを30～50cm程度に小割りする。 (利用方法) 取りこわし材を小割りする程度で、割栗石、床固め材等の利用が可能である。

資料:建設省総合技術開発プロジェクト「建設事業への廃棄物利用技術の開発に関する調査報告書」による。

VII 別途工事の廃棄物処理

状 況

大型のショッピングセンターの新築工事で、発注者は、建築本体工事、電気工事、空調衛生工事をそれぞれ個別に発注しました。また、ショッピングセンターに入るテナント会社（店舗）50社は、使い慣れている専門工業者にそれぞれが個別に発注しました。

ショッピングセンターの発注者からは、

建築本体工事のゼネコンA社は、工事の最初から最後まで現場にいて、全体のことを一番よく知っているのので、別途発注した設備業者やテナント会社の工事業者から発生する建設副産物についても、まとめて処分して下さいね。

と頼まれました。



Q. ゼネコンの担当者Aさんは、現場の敷地が狭いこともあり、別途工事を請け負った50社以上の会社の廃棄物集積場を個別に設置するのも面倒なので、建築工事で締結している建設廃棄物の委託契約先にまとめて廃棄物処理を頼もうと思っています。問題無いでしょうか？

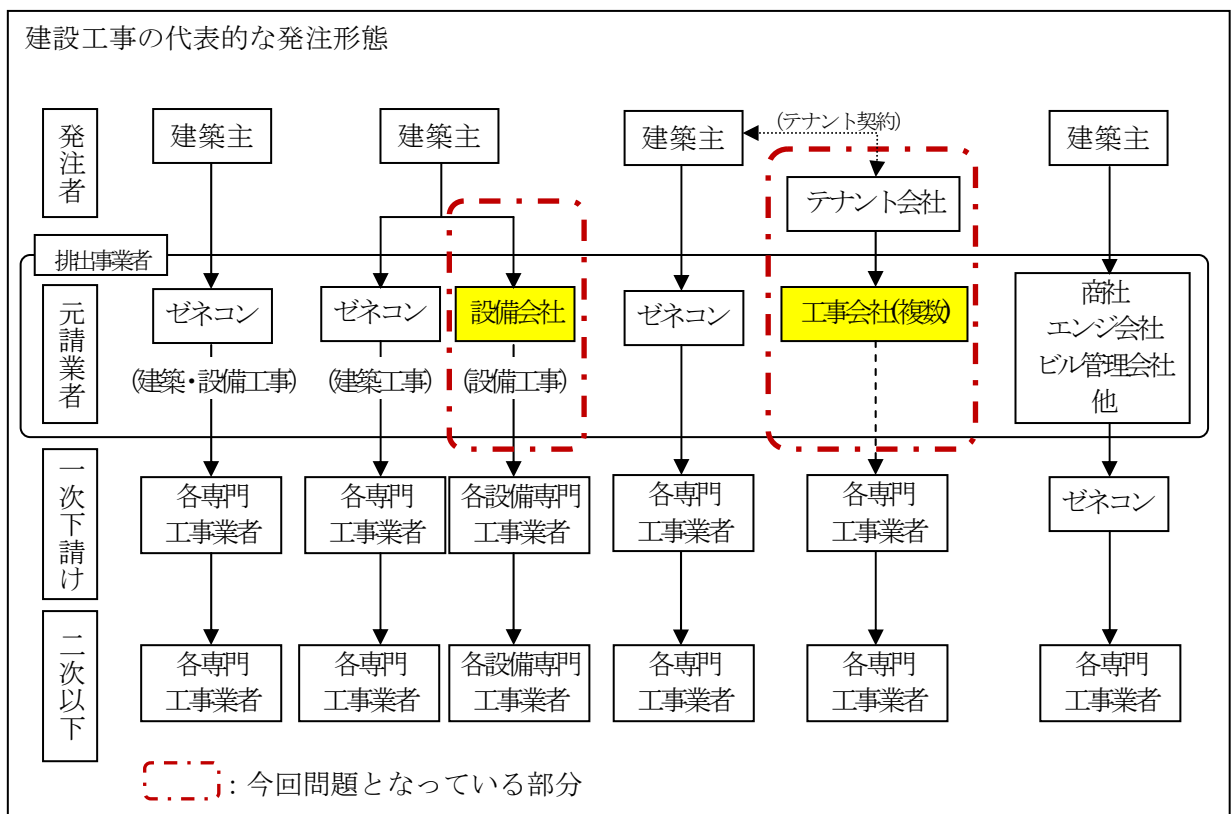
A. 問題あります。

廃棄物の処理責任は、工事を請け負ったそれぞれの元請業者にあり、他の元請業者が成り替わって廃棄物処理をすることはできません。

解 説

平成 23 年 4 月 1 日から「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（以下、改正廃掃法という）」が施行されました。同法の第 21 条の 3 第 1 項に「建設工事が数次の請負によって行なわれる場合にあっては、当該建設工事に伴い生じる廃棄物の処理についてこの法律の規定の適用については、当該建設工事の注文者から直接建設工事を請け負った建設業を営む者（元請業者）を事業者とする」と明記されました。

すなわち、同じ敷地内の同じ建設工事においても、発注者から別々に建築本体工事、設備工事を請け負ったゼネコンや設備業者、あるいはテナント会社から内装工事の発注を受けた工事業者は、それぞれ元請業者であり、排出事業者として自らの工事で生じた廃棄物を適正処理する義務があります。



以上より、以下のことに注意して下さい。

- ①それぞれの元請業者が、排出事業者として自ら出した廃棄物の処理責任を負う。
- ②廃棄物処理委託契約は、それぞれの元請業者が締結する。
（排出事業者の連名による同一処理会社への委託契約締結は廃掃法上の違反には当たらないが、可否につきましては各地方自治体にご確認ください。）
- ③廃棄物集積場では、それぞれの元請業者の廃棄物が混ざらないように、廃棄場所を区分する。

- ④管理票（マニフェスト伝票）は、それぞれの元請業者が交付する。
（マニフェスト伝票の交付には元請業者の従業員の氏名を記載する必要があり、他社の者は代行は出来ない）

また、廃棄物処理の業許可を有さないゼネコンが、別途発注の設備業者やテナント工事業者からの廃棄物をまとめて処理すると、ゼネコンが廃棄物処理の委託を受けたと判断される恐れがあり、この場合ゼネコンは無許可営業で、設備業者やテナントと工事業者は委託基準違反で、それぞれ法律違反を問われます。

なお、罰則規定としては、

- 1) 無許可営業の場合：
5年以下の懲役、1,000万円以下の罰金又はこれらの併科
- 2) 元請業者の処理委託基準違反（無許可業者への委託）の場合：
5年以下の懲役、1,000万円以下の罰金又はこれらの併科
- 3) 虚偽の産業廃棄物管理票記載・交付の場合：
30万円以下の罰金

等が考えられます。

廃掃法上の罰則規定はますます厳しくなっています。

【参考】

平成23年3月17日付けの「産業廃棄物管理票制度の運用について（通知）」（環廃産発第110317001号）の「2. 管理票の交付の(1)交付手続き②」にある「ビルの管理者等が賃借人の産業廃棄物の集荷場所を提供する場合」の記述が建設現場の場合に当てはまりそうですが、あくまでも個別の場合の特例的な扱いを示す記述ですので、「建設現場で建築本体工事の元請業者（ゼネコン）が分別収集する集積場所を提供する場合」と読み替えることはできません。

注意すべき点は、以下のとおりです。

- ① 廃棄物の種類が同一であっても、各社ごとの交付が必要である。1枚のマニフェストに一括して、総量として交付することはできない。
- ② 処理委託契約を結んだテナント会社各社ごとにマニフェストを交付する必要がある。
- ③ 搬出の際は、廃棄物を1つのフレコンパックに入れてはならず、各社の廃棄物を個別に袋に入れ、マニフェストと対応できる形にする。

*自治体により指導のポイントが異なることが予想されますので、ご相談・ご確認ください。

Ⅷ 石綿除去等工事の掲示看板について

状 況

石綿関連の法律である「大気汚染防止法（以下、「大防法」という。）と「石綿障害予防規則（以下、「石綿則」という。）が改正され、2014年6月1日から施行されました。

改正された大防法の中に、建築物等の解体や改修工事を行う際に、石綿含有の建材が使われているかどうかの事前調査の結果と石綿の除去等工事に関する事柄を公衆にわかるように掲示することが規定されています。

石綿則では、作業に従事する者に対して、同様の看板を掲示することが義務付けられており、さらに、公衆に対しても看板を掲示することが望ましいとされています。

解体工事を担当する新社員のS君は、大防法と石綿則の改正法の条文を見て、困ってしまいました。同じような内容を記載した看板を何枚も掲示しないといけないのか～。1枚にして掲示してはダメなのかな～？



お知らせ
大防法 の看板

お知らせ
石綿則 の看板



出典：建築物のアスベスト対策（国交省）

Q. 解体工事の受注者であるゼネコンのS君は、大防法の看板と石綿則の看板を統合して1枚にしたいと考えました。問題ないでしょうか？

A. 問題ありません。

両法律が求めている掲示看板に掲載する内容が網羅されていれば、一つの看板で問題ありません。

ただし、統合された看板を1か所掲示すればよいということではないので、掲示場所については、大防法と石綿則の規定に則り、また、各自治体の指導に従い決定してください。

解 説

【改正された大防法で求められている掲示内容】

- ◆解体等工事に係る掲示の事項：法第 18 条の 17 第、 同法規則第 16 条の 10
 - ①調査の結果
 - ②調査を行った者の氏名又は名称、住所、法人にあってはその代表者氏名
 - ③調査を終了した日
 - ④調査の方法
- ◆特定粉じん排出等作業を行う場合の掲示の事項：同法規則 16 条の 4、第 16 条の 10
上記 4 項目に加え、
 - ①除去作業の対象となる建築物等の各部分の特定建築材料の種類
 - ②届出年月日及び届出先、届出者の氏名又は名称、住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
 - ③特定工事を施工する者の氏名又は名称、住所、法人にあってはその代表者氏名
 - ④特定粉じん排出等作業の実施の期間
 - ⑤特定粉じん排出等の方法
 - ⑥特定工事を施工する者の現場責任者の氏名及び連絡場所

【石綿則で求められている掲示内容】

- ①調査の方法
- ②調査結果の概要
- ③調査を終了した年月日

加えて、石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル*には、下記の内容を記載することとなっている。

- ①事業所の名称
- ②調査者氏名及び所属
- ③その他必要事項

*：最新版をご確認ください。2015 年 4 月 15 日現在、2.02 版

そこで、日本建設業連合会 環境委員会 建築副産物部会では、上記の内容を網羅した看板を、建設業界で参考になる一つの書式として作成しましたのでご活用ください。

URL：<http://www.nikkenren.com/publication/detail.html?ci=159>

石綿がない場合も、「無い」旨を表示した看板が必要です！



【注意】

これらの看板は、あくまでも、大防法と石綿則で規定される掲示内容に則ったものですので、各地域を管轄する地方自治体による、上乘せ条例等がないか、あるいは、独自の書式による看板様式がないか等の確認をしてください。



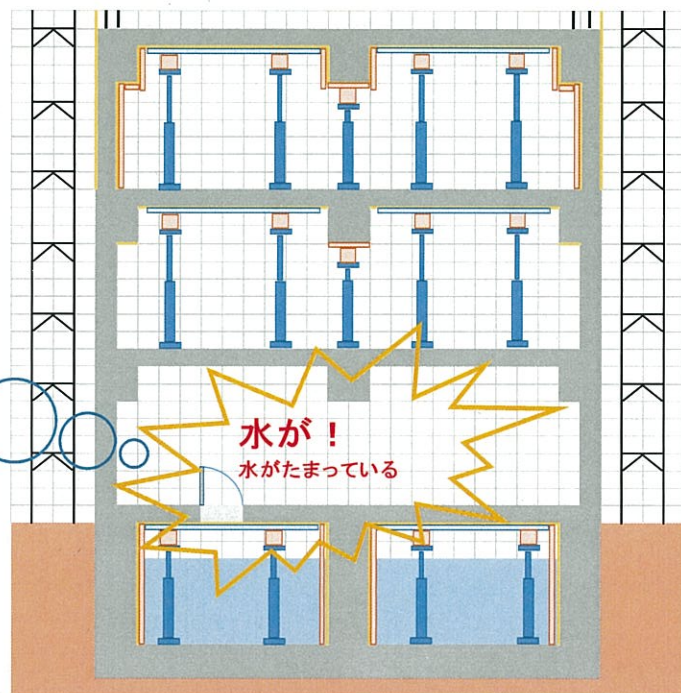
IX 建築工事に伴う排水について

状 況

新築工事の躯体工事を担当するゼネコンの若手社員のT君は、上階の躯体工事が進捗し、次工程の設備工事をスムーズに下階から始めるために、地下ピットの型枠を解体する日を決めました。それに先立ち、地下ピットを調査したところ、水が溜まっていた。

- Q. 急いで水中ポンプで排水させようとしたのですが、そこで困ってしまいました。そのまま下水道に排水していいのかな・・・？
そういえばコンクリート打設後の洗水も地下ピットに入っていたかもしれないし・・・？

さて、排水する前に何が必要でしょうか？



- A. 排水先により、基準値や届出の要不要等が異なりますので、まず以下のことを確認することが必要です。

- ① 何処に排水するのか。（公共下水道、河川、海洋etc.）
- ② 排水先に関連する法律・条例とその基準値
（※条例等で上乘せ基準がある場合があります）
- ③ 届出の要否

上記の確認に基づき、順守すべき法律等に従って、排水計画を立て、排水してください。

【注意】

- (1) コンクリートミキサー等からの洗水を直接公共下水に流し、モルタル等が排水管内で固着することで詰まることがあります。下水道管に人が入り、研る等の変な作業となり、実行者がその費用を負担することになります。「これくらいなら」と安易に放流しないように注意しましょう！
- (2) 滋賀県の琵琶湖条例や神戸市の赤水対策等、地域の特殊性により、厳しい条例や規制が定められている場合がありますので、事前に管轄行政に相談することが重要です。

解 説

建物の新築工事において、現場内に溜まった雨水や工事に伴い使用した洗浄水等を適正に処理するには、水質汚濁防止法、河川法、下水道法、地方条例など関連する法律が多くあります。

現場では、ノッチタンク等に回収した排水の砂や浮遊物を沈殿させ、pHやss（浮遊物質量）などを測定し、基準を超える場合は、中和等で基準内にした上で排水することが必要です。

なお、排水する場合には、下記の表に示す排水基準がありますので、基準内に処理してから公共下水道等に排水する必要があります。

自治体によっては排水量により事前の届出が必要な場合があります、その排水基準も項目により環境省の環境基準と異なる場合がありますので多量・高濃度等の排水が予想される場合は事前に計画し、排水先を管轄する行政に相談することが重要です。

特定事業場内での工事の場合の届出者は特定事業者（発注者）になります。現場での行為の責任が発注者に及ぶ事がありますので、より注意が必要です。

環境省一律排水基準

生活環境項目 抜粋	項目	基準
	水素イオン濃度(pH)	海域以外 5.8-8.6 海域 5.0-9.0
	生物学的酸素要求量(BOD)	160mg/L (日間平均 120mg/L)
	化学的酸素要求量(COD)	160mg/L (日間平均 120mg/L)
	浮遊物質量(SS)	200mg/L (日間平均 150mg/L)
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5mg/L

自治体条例の基準例（横浜市）

規制基準 抜粋	項目	基準
	水素イオン濃度(pH)	5.8以上 8.6以下
	生物学的酸素要求量(BOD)	25mg/L
	化学的酸素要求量(COD)	25mg/L
	浮遊物質量(SS)	70mg/L
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5mg/L

健康項目 抜粋	項目	基準
	六価クロム化合物	0.5mg/L

土壌汚染対策法の特定有害物質の溶出量基準・地下水基準 抜粋	
項目	基準
六価クロム化合物	0.05mg/L

* 赤字の下線は、環境省の基準値と地方自治体の基準値の違いを示す

【関連する主な法律】

- ・水質汚濁防止法 ・下水道法 ・廃棄物処理法 ・河川法 ・海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律
- ・湖沼水質保全特別措置法 ・瀬戸内海環境保全特別措置法 ・土壌汚染対策法 etc.

建設工事に伴う排水のトラブル事例

※状況によって適用される法律が異なります！

〈水質汚濁防止法〉

- (1) 特定事業所内の工事で、コンクリート破碎の際に発生するアルカリ性の排水を流出させたため、特定施設の設置者と建設業者の工事担当者が水質汚濁防止法で送検された。
- (2) 特定事業場内の工事で、地中から湧き出たアルカリ性の排水を港湾に流したため、工事担当者が水質汚濁防止法違反容疑で送検された。

〈廃棄物の投棄〉

- (1) 改修工事で、外装の塗装に用いたハケなどを洗浄した後、塗料、塗膜などの混じった濁水を河川に放流してしまい、作業員が廃棄物の不法投棄の疑いで送検された。
(※塗料は、産業廃棄物の廃プラ、廃油または汚泥に該当)
- (2) 工事現場から「し尿」が処理されないまま誤って公共水域に放流され、工事関係者が廃棄物処理法違反(不法投棄)で逮捕された。(※し尿は、一般廃棄物に分類)